

第11回自治体学会賞の選考過程について

自治体学会 学会賞委員会委員長
国吉 直行（横浜市立大学客員教授）

本年11回目を迎える自治体学会賞は、巻末に記した8名の委員からなる学会賞委員会によって、田村明まちづくり賞、研究論文賞、自治体学研究奨励賞の3つの賞の選考を行った。ここにその経過及び授賞理由を報告する。

2021年5月31日までの公募期間に、田村明まちづくり賞に2件、研究論文賞に8件の応募があった。但し、研究論文賞の8件のうちの1件は、1名の応募者が4件の論文を別々に応募しており、個別に審査しているが、審査の都合上応募数としては1件として数えている。自治体学研究奨励賞は、公募は行わず、学会誌『自治体学』に掲載された論文のうちから選考されることがあらかじめ定められている。

受賞者選考のための学会賞委員会は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、委員長、副委員長、事務局は1か所に集まり、そのもとにオンライン会議で行うこととした。

第1回目は、2021年6月13日に開催し、田村明まちづくり賞については、応募の候補は有力であるが、他に候補としてふさわしい活動を再度検討することを、研究論文賞については、応募の8件を候補とすることを、また自治体学研究奨励賞は、この1年間に学会誌『自治体学』に掲載された研究論文6件を候補とし、選考することが決まった。各候補に関する討議を行った上で、研究論文賞と自治体学研究奨励賞に関しては委員の中から各2名の査読者を選定した。

第2回目は、2021年7月18日に開催し、田村明まちづくり賞は候補の2件及び学会賞委員会委員が推薦する4件について、慎重に審査し、顕著な業績のある又は今後の発展が期待できる観点、及び住民が主体的にまちづくりに関わっているかという観点から、「川越の歴史を生かしたまちづくり」と「富山市のコンパクトシティのまちづくり」が候補として挙げたが、授賞対象も含めて調整することとした。研究論文賞と自治体学研究奨励賞については、査読の結果を基本に、多面的に慎重審査し、下記の通りの結果を得た。

田村明まちづくり賞の候補については、授賞対象や住民の活動の取組みについて、授賞対象としてふさわしいか再度調査し、委員会に報告することにした。その結果、慎重に審査し、熟議の上、下記の通りの結果を得た。

田村明まちづくり賞については、地域住民、専門家、行政の連携した継続的なまちづくり活動を長年にわたって行い、現在も新たなチャレンジを続けている「川越町並み委員会」を中心とした約40年の継続的まちづくりに授与することが決まった。

研究論文賞については、慎重審議の結果、渡部朋宏さんの「住民論 統治の対象としての住民から自治の主体としての住民へ」（公人の友社）に授与することが決まった。

自治体学研究奨励賞については、慎重審議の結果、鈴木栄之心さんの「公的介護保険制度における市町村の保険料設定行動」（自治体学34-2号）に授与することが決まった。

各賞の授賞者の業績と授賞理由は以下に記すとおりである。受賞者のこれまでのご努力に敬意を表するとともに、今後のなお一層のご活躍を祈念したい。

受賞者と授賞理由

田村明まちづくり賞：川越町並み委員会、川越蔵の会、都市景観課など川越市、川越商工会議所、専門家の歴代の方々 様

対象活動：『川越市における地域住民、専門家、行政などの連携した、「川越町並み委員会」を中心とした約 40 年の継続的まちづくり』

川越市の蔵造りの町一番街では、1978 年のマンション建設反対運動を機に、地区の歴史資産を重視した市民まちづくり活動がスタートし、専門家や行政の支援を受けた検討組織「川越蔵の会」が発足（1983 年）、1987 年には「川越一番街町並み委員会」（現川越町並み委員会）が発足。町並み委員会は、「町づくり規範」を締結（1988 年）し、行政とも連携し、一番街の蔵造りの町並みの保存活用を軸とした、新たな賑わいづくりを展開し、その後の波及効果も大きなものとなった。1993 年以降、「十ヵ町会」の発足、「大正浪漫委員会」や「菓子屋横町」の委員会発足と町並みづくり、アーケードの撤去、クレアモールのまちづくり、近年のリノベーションプロジェクトなどが続いている。

第 2 次大戦後、JR や西武線の鉄道駅周辺に商業施設が集中し、一番街などかつての中心商店街から活気が無くなってしまった状況下で、この一番街の歴史資産を活用したまちづくりの取り組みの成功は、一番街隣接の地区にも波及し、取り組み地域の広がり、活動の広がりを見せてきた。1999 年には重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。そして、2011 年の川越市歴史的風致維持向上計画の認定、2014 年の川越市都市景観条例制定等に結実している。

川越町並み委員会は、条例上の都市景観推進団体となり、川越蔵の会は歴史的風致維持向上支援法人となっている。

町並み委員会及び蔵の会は、メンバーの世代交代も行いつつ、現在も新たなチャレンジを続けており、地域住民、専門家、行政の連携した継続的まちづくり活動として高く評価できる。

よって、自治体学会賞田村明まちづくり賞を贈るものである。

研究論文賞：渡部 朋宏（わたなべ ともひろ）様

福島県会津美里町役場

対象著書：『住民論 統治の対象としての住民から自治の主体としての住民へ』（公人の友社）

本著作は、東日本大震災と福島第一原発の事故における避難民の意味を解明することを目的として、その実態を分析するとともに、「住民」の位置づけや概念、意義を地方自治制度、住民登録制度の歴史から明らかにしようとするものである。

東日本大震災と福島原発事故による関連市町村の住民避難にあたっては、発災当初、国や県の支援が十分でなく、市町村が自らの判断で地域住民の避難を最優先に行動した。それ以来 10 年が経過したが、避難指示が解除された自治体の住民帰還率は低く、未だに多くの避難者が、避難元自治体に住民登録をしながら、避難先自治体で生活している。

実際の居住地と住民登録地が一致していない避難生活が長期的期間に渡っている現実を踏まえ、避難者の本来あるべき住民としての権利や負担すべき義務はどのように保証されるかが課題とされた。これは災害時の長期避難にとどまらず、二地域居住や交流人口拡大等、流動性の高くなった近年のライフスタイルと住民概念をいかに構築するかという課題とも関連する。本書では住民とは何かを、地方自治制度と住民登録制度の歴史的考察や判例などから、公法上採用する住所単数制が、現実社会とかけ離れている実態と制度的限界について論証を試みている。

筆者は福島県会津美里町に自治体職員として勤務し、原発事故時には、同県楢葉町の住民を避難者として受け入れた経験を持つ。できればこの際の避難者が、具体的にいかなる制度的限界に直面したのか、どのような仕組みがあればそれが解決できたのか、歴史的考察からもう一步踏み込んだ、現場からの考察を今後期待したい。また本論は第8回自治体学研究奨励賞（2018年）を授賞した論考を原型としたものであり、自治体職員が自治の現場での課題を踏まえ、その内容を掘り下げ研究活動に繋げている点は自治体学会として高く評価できる。よってここに自治体学会賞研究論文賞を贈るものである。

自治体学研究奨励賞：鈴木 栄之心（すずき えいのしん）様

慶應義塾大学SFC研究所

対象論文：『公的介護保険制度における市町村の保険料設定行動-「介護保険財政データベース」の構築による実証分析』

（『自治体学』34-2号 2021年春号）

著者は、少なくない自治体が、介護給付費の過小推計などにより介護保険料を意図的に抑制・軽減しているとし、この原因に関し、独自のデータベースを構築し、丁寧な分析を行っている。こうした研究態度には好感が持てる。

そして、これらは、規模の問題といった構造的問題だけではなく、政治的要因も視野に入れた総合的なものである。前者については、広域連合や一部事務組合の枠組みの重要性、保険者の都道府県への移行が示唆されている。後者については、地方選挙を視野に入れている。

ただし、分析の基底には、給付費相当の保険料については「国の示した基準に基づき適正に徴収すべし」といった価値観が存在しているようである。一方、市町村においては、このような価値観が客観的に存在しているのではなく、筆者も触れているように一般会計からの繰入などを肯定する価値観があると考えられる。このことを一概に否定することが好ましいのかどうか、地方自治の観点から検討することが必要ではないか。

介護保険制度発足当初、保険料の急騰を避けるため、多くの市町村（保険者）では、法定事由以外の事由に基づく保険料減免を実施し、減免相当額を一般会計から繰り入れた。制度の成熟等によってこうした繰入はなくなっていったが、繰入や介護保険事業計画の「調整」をア prioriに「悪」（違法・不当）とすることは、自治体政策の独自性を欠いた立論だともいえる。また、政治的要因について、地方選挙を素材にしているが、そのメカニズム分析も必要だろう。

ともあれ、社会的要因とともに政治的要因を含めた総合的視点での分析として高く評価してよい。よって、ここに自治体学研究奨励賞を贈るものである。

選考委員（学会賞委員会）

委員長 国吉 直行（横浜市立大学客員教授）

副委員長 岡崎 昌之（法政大学名誉教授）

委員 相川 康子（NPO政策研究所専務理事） 内海 麻利（駒澤大学法学部教授）

江藤 俊昭（大正大学教授） 中川 幾郎（帝塚山大学法学部名誉教授）

西村 幸夫（國學院大學教授） 山口 道昭（立正大学法学部教授）

自治体学会賞

自治体学会賞は、日本における自治体の発展と地方自治に対する顕著な貢献をなしたと認められる研究および業績、今後に期待できる研究及び業績等に対して授与するもので、学会創立代表運営委員の一人田村明先生が2010年にご逝去され、ご遺族から学会の活動に役立ててほしいとご寄付をいただきこれを機に2011年に創設したものです。

田村明まちづくり賞は、まちづくりの分野で顕著な業績をあげた個人または団体に、研究論文賞は、地域や自治体の活動に関する研究として顕著な貢献が認められる、近年発表された自治体学会会員による著作または研究論文に、自治体学研究奨励賞は、学会誌『自治体学』に掲載された論文のうち、地域や自治体の活動に関して貢献が認められる論文にそれぞれ授与しています。